

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
1	株式会社ニック	名古屋市中区	R7.5.10	R7.8.9	3か月	名古屋市が発注した観光プロモーション事業を巡り、株式会社ニックの取締役が、便宜を図ってもらった見返りに、名古屋市観光交流部の元担当課長に現金を渡したとして、令和7年5月8日に贈賄容疑で逮捕された。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第2－2）
2	共和工業株式会社	広島県福山市	R7.6.20	R7.8.19	2か月	農業水産局水産課と共和工業株式会社が令和6年12月17日に締結した請負契約「漁業取締・水質調査兼用船へいわ主機関点検整備」において、履行期限が令和7年2月21日であるにもかかわらず、当該業者の責に帰すべき理由により、当該業務の完了が令和7年5月23日となり、91日間の履行遅延が生じた。 このため、当該業者について指名停止を行う。	農業水産局 水産課	要領第4条第1項（別表第1－6）
3	株式会社フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区	R7.6.26	R8.6.25	12か月	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第3－1）
4	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	東京都港区	R7.6.26	R7.12.25	6か月	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日に公正取引委員会が排除措置命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第3－1）
5	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中心区	R7.10.8	R8.5.7	7か月	特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第3－1）

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
6	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市	R7.10.8	R8.6.7	8か月	特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会が違反事実の 認定を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第 1項(別表第 3-1)